

雇児育発 0313 第 13 号  
平成 27 年 3 月 13 日

各都道府県・指定都市・中核市  
放課後児童健全育成事業担当課長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

### 放課後児童健全育成事業の届出について

平成 24 年 8 月 22 日に公布された子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「整備法」という。）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の規定に基づき、国、都道府県及び市町村以外の放課後児童健全育成事業を行おうとする者は、厚生労働省令に定める事項を事前に市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができることとされたところである。このたび、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号。）が公布され、改正後の児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号。以下「則」という。）に市町村長への届出事項が規定されたため、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を徹底し、事業の適正な実施に特段の御配慮をお願いしたい。

また、別添のとおり、届出様式例を示すので、参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

### 記

#### 1 事業開始の届出（法第 34 条の 8 第 2 項、則第 36 条の 32 の 2）

国、都道府県及び市町村以外の者は、あらかじめ、次に掲げる事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

- ①事業の種類及び内容
- ②経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ③定款その他の基本約款
- ④運営規程
- ⑤職員の定数及び職務の内容
- ⑥主な職員の氏名及び経歴

- ⑦事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- ⑧建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ⑨事業開始の予定年月日

また、本届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

※国、都道府県及び市町村以外の者には、実施主体である市町村から放課後児童健全育成事業の委託を受けた者も含まれる。

※施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）において、現に事業を行っている者については、施行の日から起算して 3 月以内（平成 27 年 6 月 30 日まで）に届け出る必要がある。（整備法附則第七条【児童福祉法の一部改正に伴う経過措置】）

※本届出については、子ども・子育て支援法の施行の日より前においても行うことができる。（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 3 条）

※本届出を行うことにより、社会福祉法上の都道府県知事への事業開始の届出については、適用除外となり不要となる。（社会福祉法第 74 条）

## 2 事業変更の届出（法第 34 条の 8 第 3 項）

国、都道府県及び市町村以外の者は、届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

なお、変更の届出に当たっては、様式における届出事項を限定するなど、貴職において、その手続が円滑に行われるよう配慮いただきたい。

## 3 事業廃止又は休止の届出（法第 34 条の 8 第 4 項、則第 36 条の 32 の 3）

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

- ①廃止又は休止しようとする年月日
- ②廃止又は休止の理由
- ③現に便宜を受けている児童に対する措置
- ④休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

## 4 別添様式・資料

（様式 1）放課後児童健全育成事業開始届

（様式 2）放課後児童健全育成事業変更届

（様式 3）放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

（参考）「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」

（平成 27 年 2 月 10 日雇児発 0210 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

(様式1)

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

〇〇市町村長 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）



児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 （法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名、補助員： 名、 その他（事務職員等）： 名）
施設の名称	
施設の種別	
施設の所在地	
建物その他設備の規模及び構造	専用区画： m <sup>2</sup> [1人当たり： m <sup>2</sup> ] 合計： m <sup>2</sup> その他： m <sup>2</sup> 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の階
事業開始の予定年月日	

書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 職務の内容（上記の名簿等に記載） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。）
-------	---

(様式2)

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

〇〇市町村長 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

印

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項 (該当する事項 の番号に○)		1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴 7 施設の名称 8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模及び 構造並びにその図面 11 事業開始の予定年月日 12 その他( )
変 更 内 容 (「変更する事項」欄 において○をした番 号に応じて記載)	変 更 前	
	変 更 後	
事 業 変 更 年 月 日		

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付。

(様式3)

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

〇〇市町村長 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

㊟

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の 年月日	
休 止 予 定 期 間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由 ( 具 体 的 に )	
現に便宜を受けている児童 に対する措置 ( 具 体 的 に )	